# 公　示　送　達　書

令和8年11月11日

下記の者へ送達すべき書類を、中央区役所市民部課税課　に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市中央区長　　仲原　善信　印

| | |
|---|---|
| 送達を受けるべき者の氏名 | 別紙のとおり |
| 送達すべき書類を特定するために必要な情報 | 中課税第101号 |

・（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。